

袋井市森町広域行政組合規則第13号

袋井市森町広域行政組合火災予防に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月31日

袋井市森町広域行政組合管理者 袋井市長 大場 規之

別紙

別 紙

袋井市森町広域行政組合火災予防に関する規則の一部を改正する規則

袋井市森町広域行政組合火災予防に関する規則（昭和46年袋井市外2町消防組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の5を第7条の6とし、第7条の4を第7条の5とし、第7条の3の次に次の1条を加える。

（火の使用の制限の対象となる区域）

第7条の4 条例第29条の8第3項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域及び条例第29条の9の規定による火の使用の制限の対象となる区域として管理者が指定する区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画及び同法第7条の2に規定する国有林の地域別の森林計画の対象の区域とする。

第6号様式の2中「第7条の4関係」を「第7条の5関係」に改める。

第6号様式の3中「第7条の5関係」を「第7条の6関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。